

積立定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1,000円以上とし、毎月口座振替の方法のほか、窓口で現金、小切手、その他証券類により、預入れできます。なお、窓口で預入れる場合は必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、現金に限り当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金となりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された振替預入依頼書に記載のとおりとします。また、これらを変更する場合ならびに口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面により当店へ届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等)

この預金への預入れは、あらかじめ指定を受けた種類、税区分により次のとおり取扱います。

(1) 期日指定定期預金適用口座

- ① この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- ② この預金(一部解約後の残りの預金を含む)は、継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、各々の預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- ③ 継続された預金についても前号と同様とします。
- ④ 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、次号以下に定める満期日以後に支払います。
- ⑤ 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、一万円以上の金額で指定してください。

- ⑥ 満期日は、前号に準じてこの口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ⑦ 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ⑧ 指定された満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

(2) 自由金利型2年定期預金（M型）適用口座

- ① この預金は、預入れのつど預入日の2年後の応当日を満期日とする自由金利型2年定期預金（M型）とします。
- ② この預金は、それぞれの満期日に後記5. (1) ②B - (c)、(d) および (e) により、自由金利型2年定期預金（M型）として元加継続します。
- ③ 前号による継続にあたり、満期日を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の自由金利型2年定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても以降同様とします。
- ④ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出のあった預金については、満期日以後に支払います。
- ⑤ 預金の満期日の変更はできません。

5. (利 息)

(1) この預金の利息は、つぎのとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

利息は、その預入日（継続をしたときはその継続日）から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（継続をしたときはその継続日）から適用します。

A. 1年以上2年未満……当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上……当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A. 利息は、その預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および預入日（継続をしたときはその継続日）における当行所定の利率（以下「約定利率」という。）によって計算します。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（継続をしたときはその継続日）から適用します。

B. 自由金利型2年定期預金（M型）の場合は、つぎのとおりとします。

- (a) 預入日（継続をしたときはその継続日）から1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に預入日における当行所定の中間利払利率によって中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れるものとします。
 - (b) 中間利払日を同一とする複数の預金がある場合は、それらの預金の中間払利息をまとめて、1口の定期預金とします。
 - (c) 中間払利息を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に元金に組入れて継続します。
 - (d) 自由金利型2年定期預金（M型）の満期日と同一の日に中間利払日の到来する預金がある場合は、その預金の中間払利息をこの満期日の到来した預金の元利金とともにまとめて一口の定期預金とします。
 - (e) 税引後の中間払利息が100円未満の場合は、満期払利息とともに満期日に元金に組入れます。
- (2) 継続を停止した場合の利息（期日指定定期預金で預金の全部または一部について満期日を指定または変更した場合の利息を含む。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第5項または第6項の規定により解約する場合には、その利息は、つぎにより計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のC.の利率により計算した利息額との差額を清算します。

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C. 1年以上2年未満……………約定利率×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (5) 利息の組入れにより老人等の少額預金利子非課税制度の適用口座の非課税貯蓄最高限度額を超過することとなるときは、元金のみ継続し利息はご指定の預金口座へ自動的に入金します。

6. 取引等の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引との制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約・書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、この預金口座の残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
- ① 期日指定定期預金適用口座は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。

- ② 自由金利型2年定期預金（M型）適用口座は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数が少ないものとします。
 - ③ 前①②号で、解約日にすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日からの日数が同じ預金が複数口ある場合は、お預り番号の若いものから解約します。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金が期日指定定期預金以外の場合は全額解約します。また、その預金が期日指定定期預金の場合は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合、最長預入期間が到来している場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
 - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
 - B. その預金にかかる払戻請求書が1万円以上の場合は、その払戻請求額
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (7) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (8) 前6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
9. (届出事項の変更・通帳の再発行等)
- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、

当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (規定の変更等)

- (1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順次方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上